

岩倉市物品の購入等に係る入札結果等の公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品の購入、物品の製造の請負、物品の借入れ及び委託業務（以下「物品の購入等」という。）に係る入札及び契約事務の適正化及び透明性の確保のため、入札及び契約内容等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、岩倉市入札契約審査委員会に付議した物品の購入等に係る入札及びオープンカウンタにより見積徴収をしたものとする。

(公表の内容)

第3条 公表する事項は、次のとおりとする。ただし、オープンカウンタにより見積徴収をしたものは、岩倉市オープンカウンタ試行要領（平成29年4月1日施行）第18条に定めるところによる。

- (1) 入札執行日
- (2) 物品の購入等の名称
- (3) 指名した者の商号又は名称
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額

2 入札が不調に終わった場合は、これを公表しないものとする。

(公表の方法)

第4条 公表は、総務部行政課において閲覧に供するものとする。併せてインターネットを利用して公表することができるものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、公表対象案件の属する年度の翌年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。